

平成29年第1回安堵町議会定例会会議録

(2日目)

日時 平成29年3月16日(金) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 増井 敬史 | 2番 浅野 勉   |
| 3番 大星 成司 | 4番 森田 瞳   |
| 5番 島田 正芳 | 6番 中本 幸一  |
| 7番 植田 英和 | 8番 岡田 裕明  |
| 9番 田中 幹男 | 10番 福井 保夫 |

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

|                   |       |                   |        |
|-------------------|-------|-------------------|--------|
| 町 長               | 西本 安博 | 副 町 長             | 北田 秀章  |
| 教 育 長             | 楮山 素伸 |                   |        |
| 総務部門理事<br>兼 総務課長  | 近藤 善敬 | 民生部門理事<br>兼健康福祉課長 | 磯部 あさみ |
| 事業部門理事<br>兼産業建設課長 | 堀口 善友 |                   |        |
| 総合政策課長            | 富井 文枝 | 税 務 課 長           | 中野 彰宏  |
| 住 民 課 長           | 堀川 雅央 | 人権同和対策課長          | 大星 義博  |
| 上下水道課長            | 石橋 史生 | 教 育 次 長           | 吉田 一弘  |
| 会計管理者<br>職務代理     | 吉村 良昭 |                   |        |

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得 富士 青美

6 会議事件は次のとおりである。

## 日 程

### 第1 一般会計予算審査特別委員会委員長報告

議案第13号 平成29年度安堵町一般会計予算について

### 第2 特別会計等予算審査特別委員会委員長報告

議案第14号 平成29年度安堵町国民健康保険特別会計予算について

議案第15号 平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第16号 平成29年度安堵町下水道事業特別会計予算について

議案第17号 平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について

議案第18号 平成29年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第19号 平成29年度安堵町水道事業会計予算について

### 第3 文教厚生常任委員会委員長報告

### 第4 議案第21号 平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）について

### 第5 議案第22号 平成28年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について

### 第6 一般質問

#### 1番 増井 敬史 議員

①感震ブレーカーの設置推進と助成制度の創設について

②農業振興地域整備計画について

③当町の高齢者介護施設の状況について

④安堵保育園の保育士の人手不足解消策について

#### 10番 福井 保夫 議員

①再任用について

②うぶすなの郷TOMIMOTOについて

③防災訓練について

④中学校運動クラブについて

⑤子育て支援について

#### 2番 浅野 勉 議員

①安堵町の「地域包括ケアシステム」の推進について

②社会の変化に主体的に対応できる児童生徒の学力向上施策について

9番 田中 幹男 議員

①防災士の育成について

②国保の今後の見通について

6番 中本 幸一 議員

①岡崎川堤防の雑木について

第7 委員会の閉会中の継続調査について

第8 諸般の報告

-----  
開 会  
午前10時00分  
-----

議長（森田 瞳） おはようございます。ただいまの出席議員10名です。  
定足数に達しています。直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

-----  
議長（森田 瞳） 日程第1「一般会計予算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。  
去る3日の本会議において、議案第13号「平成29年度安堵町一般会計予算について」を一般会計予算審査特別委員会に付託いたしましたので、委員長の報告を求めます。  
大星一般会計予算審査特別委員会委員長。どうぞ御登壇ください。

3番（大星成司） はい。

（大星一般会計予算審査特別委員会委員長 登壇）

3番（大星成司） 平成29年度一般会計予算審査特別委員会委員長報告。

3月3日本会議において、当特別委員会に付託された事件の審査結果について、報告書を作成し、議長に提出しましたので、同報告書の内容を報告いたします。

一般会計予算審査特別委員会報告。

本委員会に付託された事件について、3月8日に審査を行いましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、次のとおり報告します。

議案第13号「平成29年度安堵町一般会計予算について」。

平成29年度予算の概要及び歳入・歳出に関し、総合政策課長等から説明を受け、審査を行いました。

歳入及び歳出当初予算の総額は、それぞれ32億円であり、前年度より1億3千400万円の増額、対前年度比4.4%の増となりました。

「地方交付税」について。

歳入の主な減少の要因として、算定基礎となる国勢調査の平成27年人口が、平成22年人口と比較して減少していること、及びアベノミクスによる経済効果を見込んで地方交付税全体が縮小していること、などがあると説明を受けました。

町としては、今後、国の動向をみていくということです。

新年度予算の増額の主な要因でもある新規事業については、空き家等対策計画策定支援事業、庁舎整備事業、一時預かり保育・子育て広場事業、地域密着型サービス施設等整備促進事業、ごみ処理広域化に伴う新収集計画策定事業、消防ポンプ車購入事業、及び学校支援地域本部事業が、予算計上されています。

その他増額要因として、安全・安心のための防災・減災・公共施設の適正管理等老朽化対策などがあります。

「歳出」の中で、「住宅改修の工事請負に係る費用」としては、公営住宅及び改良住宅の老朽化等に伴う修繕費等は、毎年度の必要経費であります。

改良住宅について、町としては、今後、法の趣旨から考えて、地域改善事業を行うために協力して下さった方々に払下げし、資産にさせていただくなど方向性を見出していく、と考えておられます。

一般会計予算審査特別委員会では、各委員から活発に質疑が行われ、町の今後の計画についても聞くことができました。

審議を行い、採決の結果、委員全員の賛成で当委員会として、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

(大星一般会計予算審査特別委員会委員長 降壇)

議長（森田 瞳） これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号「平成29年度安堵町一般会計予算について」を採決します。  
本案に対する委員長の報告は、「原案のとおり可決」です。

議案第13号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり原案どおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第2「特別会計等予算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

3月3日の本会議において、議案第14号「平成29年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」から、議案第19号「平成29年度安堵町水道事業会計予算について」までの6案件を特別会計等予算審査特別委員会に付託いたしましたので、委員長の報告を求めます。

6番（中本幸一） はい。

議長（森田 瞳） はい。中本特別会計等予算審査特別委員会委員長、御登壇ください。

（中本特別会計等予算審査特別委員会委員長 登壇）

6番（中本幸一） 6番、中本幸一です。よろしく申し上げます。

3月3日の本会議で、当特別委員会に付託された事件の審査結果について、報告書を作成し、議長に提出しましたので、同報告書の内容を報告いたします。

特別会計等予算審査特別委員会報告。

本委員会に付託された事件について、3月8日に審査を行いましたので、安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、次のとおり報告します。

審査は、各特別会計ごとに、それぞれ担当課長から予算概要と、歳入・歳出に関し説明を受けて行いました。

1. 議案第14号 平成29年度安堵町国民健康保険特別会計予算について。

歳入及び歳出の予算額は、それぞれ11億5千240万円であり、前年度より医療費の増

等により、6千740万円の増額です。

審議し採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会として原案通り可決すべきものと決定しました。

2. 議案第15号 平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について。

歳入及び歳出の予算額は、それぞれ135万円、前年度と同額です。

審議し採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会として原案通り可決すべきものと決定しました。

3. 議案第16号 平成29年度安堵町下水道事業特別会計予算について

歳入及び歳出の予算額は、それぞれ2億9千940万円、前年度より2千600万円の増額です。

歳入については、国庫補助対象事業費の増等により、歳出については、事業費及び流域下水道建設負担金の増等によります。

町内下水道整備計画について説明を受けました。下水道への接続については、更なる促進に向けて、特に水洗化率の低い東安堵地区、整備が遅れている笠目地区等への接続に向けて、今後も努力する、という結論に達しました。

審議し採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会として原案通り可決すべきものと決定しました。

4. 議案第17号 平成29年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算について。

歳入及び歳出の予算額それぞれ7億6千590万円、前年度より9千830万円の増額です。

歳入については保険料の増等により、歳出については保険給付の増、地域支援事業に係る経費の増等によります。

審議し採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会として原案通り可決すべきものと決定しました。

5. 議案第18号 平成29年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

歳入及び歳出の予算額それぞれ9千390万円、前年度より1千170万円の増額です。

歳入については保険料の増等により、歳出については納付金の増、従来国民健康保険の方に委託していた保健事業の直接委託への変更等によります。

審議し採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会として原案通り可決すべきものと決定しました。

6. 議案第19号 平成29年度安堵町水道事業会計予算について

収益的収入1億9千389万円、対前年度比399万円の増額、収益的支出1億9千35

万円、西和衛生試験センターの解散に伴う奈良広域水質検査センター組合への加入負担金・手数料の増等により、前年度より583万円の増額です。

また、資本的収入120万円、対前年度比740万円の減額、資本的支出4千592万円、昨年度予算計上していた水道料金システム分の減等により、前年より3千768万円の減額です。水道管の整備（特に石綿管の早期入替え）については、計画的に実施していくことを確認しました。

審議し採決の結果、委員全員の賛成で、当委員会として原案通り可決すべきものと決定しました。

以上、報告といたします。

(中本特別会計等予算審査特別委員会委員長 降壇)

議長（森田 瞳） これより、委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号「平成29年度 安堵町国民健康保険特別会計予算について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、「原案どおり可決」です。

議案第14号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり原案どおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより、議案第15号「平成29年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、「原案どおり可決」です。

議案第16号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

失礼しました。ただいまのは議案第15号でございました。失礼いたします。

委員長の報告のとおり、原案のとおり可決されました。

これより、議案第16号「平成29年度安堵町下水道事業特別会計予算について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、「原案どおり可決」です。

議案第16号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり原案どおり可決されました。

これより、議案第17号「平成29年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、「原案どおり可決」です。

認定第17号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって、認定第17号は、委員長の報告のとおり原案のとおり可決されました。

これより、議案第18号「平成29年度 安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、「原案どおり可決」です。

議案第18号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり原案どおり可決されました。

これより、議案第19号「平成29年度安堵町水道事業会計予算について」を採決します。

議長（森田 瞳） 本案に対する委員長の報告は、「原案どおり可決」です。

議案第19号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。お座りください。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり原案どおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第3「文教厚生常任委員会委員長報告」を議題とします。

3月3日の本会議において、「陳情書について」を文教厚生常任委員会に付託しました。  
委員長の報告を求めます。

5番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、島田文教厚生常任委員会委員長。

(島田文教厚生常任委員会委員長 登壇)

5番（島田正芳） おはようございます。議席番号5番、島田正芳でございます。

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

3月3日、本会議において、当常任委員会に付託されました事件の審査結果について、議長に報告書を提出いたしました。

その内容を報告いたします。

文教厚生常任委員会報告。

本委員会に付託された事件について、3月10日に審査を行いましたので、安堵町議会議会

議規則第71条の規定に基づき、次のとおり報告します。

本会議で付託されました陳情書について審査するために、当常任委員会全委員が出席して、委員会を開催しました。

事務局から、陳情書2件について趣旨など説明を受け、その後質疑に入りました。

委員会の中で、陳情書に記載されている趣旨から、介護従事者の処遇改善及び介護保険制度の見直しについて、関係機関への要望を求める意見もありましたが、当陳情書については、発信者側から何ら説明を受けていないため、詳細・趣旨が不明瞭であり、疑問点が多く、審査にも困難が伴うものでした。

当陳情書について、近隣町の取扱いは、郵送で受け取った町は議員に配付のみ、その他の町は、ほぼ全町が本会議の審議に付さない、と決定しています。

よってこれらのことを踏まえ、当常任委員会として全会一致で、当陳情書は2件とも取り上げない、ということで決定しました。

以上、報告いたします。

(島田文教厚生常任委員会委員長 降壇)

議長(森田 瞳) ただいまの文教厚生常任委員会委員長からの報告によりますと、「陳情書2件は、取り上げない」ということです。

この件につきまして、委員長の報告のとおり決定してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

---

議長(森田 瞳) 次に、日程第4 議案第21号「平成28年度安堵町一般会計補正予算(補正第11号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、富井総合政策課長。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長（富井文枝） おはようございます。総合政策課、富井でございます。どうぞよろしく  
お願いいたします。

それでは、議案第21号「平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）について」御説明させていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ162万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億5千723万5千円といたします。

補正理由といたしましては、急遽自主退職する職員の申出により、人件費の一部、職員手当組合負担金に不足が生じますことによりまして、これに要する経費を増額補正するものでございます。

それでは詳細につきまして、補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費におきまして、162万6千円の増額補正でございます。この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金で162万6千円を増額補正し、充当させていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

#### 議案第21号

平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）を別紙のとおり提出する。

平成29年3月16日提出

安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第21号

平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）

平成28年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,626千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,357,235千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月16日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

総合政策課長（富井文枝） 次のページ以降につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので、割愛させていただきます。以上でございます。御審議、御可決のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

（富井総合政策課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 次に、日程第5 議案第22号「平成28年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

(堀川住民課長 登壇)

住民課長（堀川雅央） おはようございます。住民課、堀川でございます。

それでは、議案第22号「平成28年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について」説明させていただきます。

本補正につきましては、平成28年度の後期高齢者医療広域連合納付金について、平成29年2月末の月次処理におきまして、保険料収入が605万円の増収となる見込みとなり、広域連合に納付すべき金額もこれに伴って増額となることによる補正でございます。

これによりまして、平成28年度後期高齢者医療特別会計の歳入並びに歳出予算の総額は、8千825万円となります。また、2月末の月次処理を3月1日に行い判明いたしましたので、3月議会の初日の議案提出に間に合わず、本日議会最終日の提案となりました。

それでは詳細につきまして、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書の6ページをお願いいたします。

歳入の部。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料で362万5千円、目2普通徴収保険料で242万5千円、計605万円の増収となる見込

みで、この保険料収入を後期高齢者連合に納付金として納めなければなりません。従いまして、次のページ7ページ、歳出の部、款2後期高齢者医療納付金、項1後期高齢者医療納付金、目1後期高齢者医療、すみません、後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、605万円の増額補正をいたします。以上でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

#### 議案第22号

平成28年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成28年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

平成29年3月16日提出

安堵町長 西本 安博

住民課長（堀川雅央） 補正予算書1ページをお願いいたします。

#### 議案第22号

平成28年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）

平成28年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,050千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,250千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月16日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

住民課長（堀川雅央） 次のページ以降の第一表並びに事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複をいたしますので、割愛させていただきます。御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

（堀川住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） はい、お座りください。全員です。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第6「一般質問」を行います。

一般質問をされる方を申し上げます。

1番増井 敬史 議員、10番福井 保夫 議員、2番浅野 勉 議員、9番田中 幹男 議員、6番中本 幸一 議員、以上5名です。

順序につきましては、受付順に行います。

なお、質問時間は、答弁を含めまして60分といたします。

よろしく願いいたします。

それでは、1番 増井議員の一般質問を許します。

1番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

（増井議員 登壇）

1番（増井敬史） 1番、増井でございます。

今回は4点について質問させていただきます。

まず第1番目、「感震ブレーカーの設置推進と助成制度の創設について」でございます。

安堵町の建築物は3千954棟で、木造率はどの地区も高く、80%を超えています。そのため、大地震発生時には火災が発生しやすい状況にあります。阪神淡路大震災や東日本大震災の総出火件数の6割以上は通電火災であると言われております。大震災発生時には火災が多数発生し、木造住宅密集地域では大規模に延焼しております。この対策として、地震発生時に、振動により各家庭のブレーカーを遮断する「感震ブレーカー」の設置が有効であるとされています。防災や減災の観点から、関係省庁が連携して啓発活動をするとともに、全国の自治体でも設置に助成を実施しております。この「感震ブレーカー」の設置の推進のために、住民への周知や設置の助成制度の創設が有効であると考えています。この件について、どのように考えておられるかお伺いいたします。

2点目、「農業振興地域整備計画について」。

奈良県の農業振興地域整備基本方針が平成29年3月中頃に改定されると聞いています。これに基づいて、各市町村は農業振興地域整備計画を作成することになってはいますが、当町の整備計画についてどのような方針で改定しようと考えておられるのかお伺いします。

3点目、「当町の高齢者介護施設の状況について」。

団塊の世代が後期高齢者になる2025年には、介護施設や施設で働く介護士の不足が問

題になるとかねてより言われています。当町における介護施設等の今後の計画について、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

4番目、「安堵保育園の保育士の人手不足解消策について」。

政府は平成29年度に保育士の処遇改善に取り組み、待機児童の解消に努力することです。当町の保育士の人手不足の改善策について、どのように考えておられるのかお伺いします。

以上、よろしくお伺いいたします。

(増井議員 降壇)

議長(森田 瞳) はい。1番「感震ブレーカーの設置推進と助成制度の創設について」答弁を求めます。

総務課長(近藤善敬) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、近藤総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長(近藤善敬) おはようございます。総務の近藤でございます。それでは増井議員のご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、消防庁の調査によると阪神淡路大震災や東日本大震災における総出火件数のうち約6割が電気に起因するものと言われております。強い地震が発生した時には、電気器具等から出火、また電気復旧時においては、断線した電気コード等からの出火が予想されることから、想定値以上の震度の地震が発生した場合、自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」を各家庭に設置することで、出火の予防や他の住宅への延焼を抑止する施策と認識しております。

設置により、被害を大きく軽減することができることから、内閣府や経済産業省等において、この普及に努めているところですが、財源を伴わない施策であることから、現在の全国普及率は1%程度で、普及していないのはそういうことであろうと思います。

この「感震ブレーカー」には、分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断する分電盤タイプ、通常分電盤に感震リレーを外付けする感震リレータイプ、バネの作用や錘の落下により、ブレーカーのノブを操作し電気を遮断する簡易タ

イブがあり、設置のみの価格として、分電盤タイプは5万円～8万円、感震リレータイプは2万円～4万円、簡易タイプは3千円～5千円程度で、電気工事を要するタイプや自ら取り付けが可能なものまであります。なお、この「感震ブレーカー」の取り付けにかかった経費の一部を助成する団体もあることは認識しております。

本町におきましては、現在地域で開催しております、防災講習会等で都度「感震ブレーカー」の必要性を紹介しておりますが、まだまだ認知度が低いと考えるため、まずは町広報誌や町ホームページ等で町民の皆様方に「感震ブレーカー」の設置奨励を、推奨を啓発していきたいと考えております。以上でございます。

(近藤総務課長 降壇)

1 番 (増井敬史) はい、議長。

議長 (森田 瞳) はい、増井議員。

1 番 (増井敬史) 安堵町におきましての設置に対する助成制度は、今後考えておられるのかお伺いいたします。

総務課長 (近藤善敬) はい。

議長 (森田 瞳) はい、近藤総務課長。

総務課長 (近藤善敬) はい、自席から失礼します。

「感震ブレーカー」の設置経費の一部を助成している自治体があることは認識しておりますが、町内全世帯の「感震ブレーカー」の設置費用の一部を助成するとなると、全体で5千～8千万程度かかります。実施するには負担が大きいことから、財源を対応してもらえよう、国・県に対し働きかけていきたいと考えております。

「感震ブレーカー」を各家庭に設置することで、出火の予防や他の住宅への延焼を防ぎ、被害を大きく軽減することができることから、議員におかれましても、国・県に対しまして財源支援をしていただけるようお力添えいただきますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

1 番 (増井敬史) はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） はい。それでは、国・県に要望していただいて、私もそのように努力いたしまして、安堵町の減災につきましてですね、一番効果がある方法と考えておりますので、また努力していただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、この質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。続いて増井議員より、2 番「農業振興地域整備計画について」答弁を求めます。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀口産業課長、産業建設課長。

（堀口産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀口善友） 失礼します。産業建設課、堀口でございます。それでは、増井議員の農業振興地域整備計画につきまして、答弁させていただきます。

県の方針につきましては、県の方針の柱は、集団的に存在する農地や農業生産基盤事業の対象地の優良な農地を良好な状態で維持保全し、且つその有効利用を図るため、農業地等の保全に関する事業の実施や活動の維持等であります。

本町におけます整備計画は、平成25年7月に全体見直しを行い、次の見直しは平成30年7月を予定いたしております。

県の方針、本町の計画は互いに大きく連携するものでありますので、県の方針に変更等があれば本町の計画もその事情を参酌し、見直すこととなります。

また、本町における「第4次総合計画」「都市計画マスタープラン」等の上位計画との整合性を図りつつ、見直しを図る所存でございます。

なお、本町の独自性として、担い手新規就農者の確保並びに育成、集落営農組合、農業者リーダー会議等の強化、また遊休農地の解消等を盛り込むべきと現在のところは考えております。以上でございます。

（堀口産業建設課長 降壇）

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） はい。安堵町の都市計画におきましては、市街化調整区域が全体の約50%弱です。すねありまして、現在岡崎地区で10.1ヘクタールの農地転用といたしますか、都市計画審議会によりまして、準工業地域に転換し、また窪田地区におきましては、約20ヘクタールです。遊水地の事業が進行しているということですが、遊水地につきましては、今、今現在50年来の懸案事項であったものが進んでるということで、その二つともです。ね、農業振興地域の農地、農用地です。ね、農用地がそういうふうに変換していくということで、安堵町始まって以来の大事業であるかなというふうにも考えてるわけですが、将来です。ね、そういう安堵町の土地の有効活用と言いますか、都市計画を考えるにあたって、今大きな農業振興地域の地区としましては、笠目地区と西安堵地区が残されてるということなんですけれども、今後そういう都市計画を見直す時期にあたってです。ね、そういう県の方針もあろうかとは思いますが、より一層人口減少対策を考える上で、岡崎地区の10ヘクタールを転換したように、また検討していただいてです。ね、人口減少対策になるような基本計画というのを計画して、またしていただきたいなというふうにも考えまして、今回質問させていただいた次第でございます。以上です。

議長（森田 瞳） はい、堀口産業建設課長。

産業建設課長（堀口善友） それでは、自席から失礼させていただきます。

今現在安堵町のいわゆる耕作面積ですが、157ヘクタール。そこで今増井議員が仰ったように岡崎地区で10ヘクタール、遊水地として20ヘクタール、これはなくなることもあります。それを単純に計算いたしますと、127ヘクタール残るわけですが、増井議員も御存知のように、今回改定された県の「奈良県農業振興地域整備基本方針」におきましては、平成37年度までに安堵町が保有すべき農地は111ヘクタールと定められております。またこのことは、約15ヘクタールまだ開発できますよというともとれることもございます。と、受け取っておりますので、可能な範囲でまた県会の都市計画審議会におきまして、あと1か所くらい企業誘致の場所欲しいなという話も出ておりましたので、それも加味しながらうちの計画を立てていきたいと思っております。以上です。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） 今答弁いただきましたように、まだ開発できる余地が残ってるということですので、またその方向でですね、安堵町におきましても、企業誘致等できるのであればしていただいて、人口減少対策ですとか、雇用対策ですね、そういうことを是非とも進めていただいて、町経済活性化も含めましてですね、雇用対策も含めまして進めていただきたいと思いますので、是非その方向でお願いしたいと思います。以上です。この質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。続きまして増井議員、3 番目「当町の高齢者介護施設の状況について」答弁を求めます

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） 改めまして、おはようございます。健康福祉課、磯部でございます。よろしくお願いたします。それでは、増井議員の御質問にお答えさせていただきます。

団塊の世代が高齢者となる2025年における介護士不足に対する介護職員の確保については、基本的には国の施策であると理解しております。国は、「地域医療介護総合確保基金」を用いて、「離職した介護人材の再就職の支援」や「介護職をめざす学生を増やしての定着を支援する」「介護人材の離職を防止し、定着の促進」などを実施しています。

御質問の安堵町における介護施設等の今後の計画については、現在、特別養護老人ホームあくなみ苑や老人保健施設若草園、地域密着型高齢者認知症グループホーム安堵園等がサービスを提供しています。第6期介護保健事業計画における利用者数は、平成30年には不足が予想されております。また2025年を見据えて、平成29年度には、県の指定する特別養護老人ホームで50床、地域密着型高齢者認知症グループホーム1ユニット9床を整備する予定でございます。必要な人材の確保については、町も介護士等の処遇改善等を国に要望してまいります。以上でございます。

（磯部健康福祉課長 降壇）

1 番（増井敬史） はい。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） 議長。

議長（森田 瞳） はい。

1 番（増井敬史） 私自身、派遣社員として介護士として現在も働いておりまして、この介護士の処遇改善等につきましては、是非とも先ほど要望書もあつたようにございますが、していただいて、その働きやすいですね、環境、職場環境等をしていって、処遇していただきたいと要望します。そして、次に質問なんですけども、サービス提供者が多様化されるとお聞きしておりますが、その点につきまして説明をお願いしたいと思います。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、磯部健康福祉課長。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい。自席より失礼させていただきます。

介護ニーズや生活支援の急増、増加、需要の増加に対しまして、国は介護保険制度の改正を行っております、市町村が実施主体となる高齢者の能力を最大限に活かしつつ、不足する専門職を補う新たなサービスの担い手を確保する介護予防日常生活支援総合事業を平成29年4月より開始するよう決められております。

この国の方針を受けまして、安堵町におきましては、訪問介護はヘルパーによる現行サービス以外に掃除・調理・ゴミ出し等の生活支援が必要な支援を提供する専門職以外の者によるサービスが提供されることとなります。それによって、新たな雇用とサービスの担い手の確保に結びつくかなというように考えております。

専門性の高いサービス、従来のサービスにつきましては、専門職を必要とされている方に提供できる仕組みとなっております。以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） それでは今仰いました、介護予防日常生活支援総合事業の担い手の育成につきましては、どのように考えておられるのでしょうか。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、磯部健康福祉課長。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい。これは7町で支援事業を協議させていただきまして、開始にあたりましては、円滑な実施に向けまして、広域7町で平成、昨年の11月には事業所説明会を開催させていただきました。また、平成29年度には新たな担い手となる方への講習会を7町で合同実施するように、年何回か実施するように予定しております。以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） 是非ですね、そういう人材を育成していただきまして、介護施設の現場は私も現場で働いている人間ですので、人手不足になりますとですね、過重労働と言いますか、残業が発生したりとか1人に対する負担が増えるというのがございますので、是非そのように育成していただくようお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（森田 瞳） はい。続いて、増井議員の4番目「安堵保育園の保育士の人手不足解消策について」答弁を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） 住民課の堀川です。よろしくお願いたします。それでは、増井議員の最後の「安堵保育園の保育士の人手不足解消策について」の御質問にお答えさせていただきます。

政府が平成29年度より行う政策でございますが、子育て支援の政策の一部で、民間保育

所等に勤務するすべての職員を対象とした2%（月額6千円程度）の処遇改善を図る、というもので公務員に適用されるものではないです。

町の保育士につきましては、昨年に引き続き、本年度も採用する予定で、先月採用試験を実施し、若干名を採用する予定でございます。正職員の確保は予定通りで、延長保育等で必要となる臨時的な保育士につきましても、来年度は確保できています。しかし、年度途中で、臨時的な保育士を募集した場合など、人材確保に苦労していることは事実でございます。また、国の政策による民間保育士の処遇改善により、ますます確保が困難となることが予想されます。これらのことを含め、必要な保育士を確保できるよう保育士の処遇改善に取り組んでまいりたいと考えています。以上でございます。

1番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1番（増井敬史） 平成29年度の安堵町の保育士の確保につきましては、出来ているということですが、安堵保育園の年齢別の児童数及び保育士の必要数、並びに現在の保育士の人数を教えてくださいませんか。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

住民課長（堀川雅央） 自席より失礼いたします。来年度の園児数は、0歳児5名、1歳児16名、2歳児17名、3歳児24名、4歳児33名、5歳児24名、計で119名となっています。

また、延長保育・土曜日保育も実施していますので、これらの児童の保育をするのに必要な保育士の数は、計算上では22名となります。

また現在の保育士の数は、臨時保育士を含め23名でございますので、保育士の数は足りていることとなっています。以上でございます。

1番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） 先日、今回新たに子育て広場を開設されるということで、先月議会の方からも内覧というか、視察に行かせていただきました。来年度の保育士の確保は出来ているということでございますけども、この3月から実施してます、一時預かり保育ですとか、子育て広場に必要な保育士につきまして、今まで以上にですね、保育士の方が必要になるかと理解してはるんですが、どのように確保されているのか、お聞かせいただけませんかでしょうか。

住民課長（堀川雅央） はい。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

住民課長（堀川雅央） この3月1日から、一時預かり保育事業と子育て広場事業を実施しています。現在一時預かりでは、11名の利用登録者があり、そのうち6名が既に利用しています。また、子育て広場では12名の利用登録があり、毎日1組～5組、御利用いただいている現状でございます。この二つの事業で、2名の保育士を採用させていただいております。以上でございます。

1 番（増井敬史） はい。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） はい、議長。

答弁ありがとうございました。安堵町の人口減少を食い止めるために、結婚、子育てですね、そういう支援事業をするということが、一番大切なことであると私自身は考えております。その人口減少を食い止めるために、子育て世代のですね、共働き世帯の方の支援をするということが一番大切な行政としてできる事業であると考えておまして、安堵町の少子化対策の一環として、子育て支援は最重要課題の一つと考えております。安堵保育園での保育の充実が、今事業として行われております、一時預かり保育ですとか、子育て広場ということが一番今後重要な施策になってくるかと思っておりますので、今回このような質問をさしいただきました。今後とも安心して子育てを、子育てする環境を行政として整えていただきまして、人口減少を食い止め、また保育士の処遇改善をすることによりまして、保育士の確保に努めていただきますようお願いいたしまして、今回の質問をすべて終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これで、1番 増井議員の一般質問を終わります。

ただいま10時55分です。11時5分まで暫時休憩いたします。

-----  
休 憩（午前10時55分）

再 開（午前11時05分）  
-----

議長（森田 瞳） お待たせしました。ただいまより、引き続き再開いたします。

続きまして、10番 福井議員の一般質問を許します。

福井議員、どうぞ。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。

（福井議員 登壇）

10番（福井保夫） 10番、福井です。

まず1番目に、「再任用について」。他の市町村では、再任用者は5年間が多いようですが、安堵町はどういう規則か伺います。

2番目に、「うぶすなの郷TOMIMOTO」について。1月21日にオープンしましたが、利用状況について伺います。

3番目に、「防災訓練について」。他の市町村では、防災訓練をしていますが、安堵保育園・小学校・中学校で防災についての訓練をしているか伺います。長野県の小学校で、備蓄非常食を防災給食として提供する訓練をしているところもありますが。

4番目に、「中学校運動クラブについて」。安堵中学校の運動クラブの休養日の状況について、伺います。

5番目に、「子育て支援について」。斑鳩町では4月から子育て支援充実策として、学童保育時間の延長、保育料減額、給食補助の引き上げ等実施するようですが、安堵町は何か対策がありますか。

以上の5点です。

(福井議員 降壇)

議長 (森田 瞳) 1 番「再任用について」答弁を求めます。

総務課長 (近藤善敬) はい、議長。

議長 (森田 瞳) はい、近藤総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長 (近藤善敬) それでは、福井議員の御質問にお答えいたします。

再任用制度とは、平成26年度から60歳定年となる職員から、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられたことに伴い、60歳で定年退職した職員について、無収入期間が発生しないように雇用と年金の接続が図られたものとして、任命権者が定年退職する職員が公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望するものに対し行われる制度であり、近隣自治体の再任用についても、それぞれの実情に応じて運用されているところでございます。

当町では、職員の再任用に関する条例に基づき、5年の範囲内で必要に応じて更新を行うことができますが、運用にあたっては、あらかじめ職員の同意を得て更新を行い、後進を育成する意味からも概ね3年とし、それに合わせた再任用の報酬を支給しているところでございます。以上でございます。

(近藤総務課長 降壇)

10番 (福井保夫) はい、議長。

議長 (森田 瞳) はい、福井議員。

10番 (福井保夫) 他町では、一般職事務員で再任用されているのに、安堵町では退職時の管理職で採用されてるといふのは、どういうことですか。お伺いします。

総務課長 (近藤善敬) はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 自席から答弁させていただきます。

安堵町では新規採用が長年行われていなかったことから、人材的に大きな断層があり、それぞれの実情に応じた職責により運用してきたところでございます。

今後も更新にあたっては、住民サービスが低下しないよう、状況に応じた判断の下、戦力の保持に努めていきたいと考えております。以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） 定年退職という一つの区切りですので、再任用者の方は気楽な職につけてあげた方がいいと思います。また、現役の職員の方もその方がやりやすいと思います。そのような方向で、今後お願いしたいと思います。これで再任用についての質問を終わります。

議長（森田 瞳） 続いて、福井議員の2番目「うぶすなの郷TOMIMOTOについて」答弁を求めます。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀口産業建設課長。

（堀口産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀口善友） 失礼します。ただいまの福井議員の御質問にお答えいたします。

うぶすなの郷TOMIMOTOの利用状況でございますが、照会をかけさせていただいたところ、1月で昼25名、夜28名で、安堵町内の利用は36名で、率にして68%でございました。2月につきましては、昼131名、夜52名で、安堵町内の利用は72名で、率にして39%でございました。

また今後の予約状況ですが、3月1日現在、3月が昼171名、4月が昼54名で、今後さらに増えるものと考えております。

宿泊につきましては、3月1日からの営業開始というところであり、現在のところまだ未

確定な状況でございます。以上でございます。

(堀口産業建設課長 降壇)

10番(福井保夫) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、福井議員。

10番(福井保夫) 3月3日に議会の方も全員で昼食に行きました。当日、川西町から御婦人が5人で来ていまして、帰りの駐車場で「この辺を散策してみたい」というような声も聞きました。それとまた今日のおはよう朝日で放送がありました。これにより、近畿圏からかなりまたお客が増えてくると思います。折角そういう状況になりつつありますので、チラシ、パンフレット等を置いてもらうとか、私の案ですが、領収書を見せれば資料館の入場料を半額にするとか、折角来たお客さんを安堵町のいろんな所を見ていただくというようなことも、今後検討していただければと思います。

これは経営者の方になると思うんですが、宿泊する人に陶芸教室をしてもらうとか、そんなような経営者と町側とで、共存共栄しながら、安堵町に人を呼んできていただき、いろんな良さを知っていただけたらと思います。これでこの案件については、終わります。

議長(森田 瞳) はい。続いて、3番目「防災訓練について」答弁を求めます。

住民課長(堀川雅央) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、堀川住民課長。

(堀川住民課長 登壇)

住民課長(堀川雅央) 失礼します。それでは「防災訓練について」、お答えさせていただきます。

安堵保育園の防災訓練につきましては、園児と職員で毎月1回、テーマを定め、火災・地震・風水害の災害訓練に加え、不審者からの避難訓練等を実施しているところでございます。

また、毎年2回、西和消防署、町防災担当課及び保護者と連携を図り、震災により火災も発生したという想定で、災害発生時の園児の安全確保、被災情報収集及び関係機関への報告、避難経路の確保、保護者への連絡、園児の避難実施、避難場所での園児の安全安心の確保な

ど、災害発生時に対応できる訓練に合わせ、消火器を用いた消火訓練なども実施しています。

この訓練におきましては、消防署から講評をいただき、次の訓練に繋げています。

これらの訓練をとおして、全保育士が園児の安全確保のために、自分が何をすべきかを迅速に判断し、行動できるようスキルアップに努め、災害時に対応できる訓練を実施しています。以上でございます。

(堀川住民課長 降壇)

議長（森田 瞳） 先ほど福井議員からの質問のなかに、この防災訓練の、今保育園の説明いただいたんですけども、小・中学校、吉田次長、答弁願いますか。できますか。

教育次長（吉田一弘） はい。

議長（森田 瞳） できますか。

教育次長（吉田一弘） はい。

議長（森田 瞳） どうぞ、お願いいたします。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

(吉田教育次長 登壇)

教育次長（吉田一弘） 教育委員会事務局の吉田でございます。よろしく申し上げます。

福井議員の御質問のなかで安堵保育園の防災訓練の状況につきましては、先ほど住民課長の方より答弁させていただいたところでございます。

私の方からは、安堵小学校及び安堵中学校の防災訓練の状況につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、安堵小学校では、防災訓練を年2回実施しております。1回は火災が発生したという状況、想定のもので、もう1回は地震が発生したという想定で実施しております。

災害に対する事前の備えの確認、災害発生時の安全確保、関係機関への連絡、避難経路の

確保、避難の実施と災害時に迅速に対応できる体制を確認しています。

また、奈良県下一斉のシェイクアウト訓練も実施しております。

次に安堵中学校では、火災が発生したという想定で防災訓練を年1回実施しています。この訓練時には、火災だけではなく地震災害への対応などについても、西和消防署の方の講話やDVDの視聴などにより、学んでいるところでございます。

また、小学校と同様に奈良県下一斉のシェイクアウト訓練も実施しております。

小・中学校ともに、防災訓練については、全校生徒・全職員が参加して、地震や火災等の災害発生時に迅速に行動・対応できるスキルを身につけるとともに、危機管理意識の向上に努めているところでございます。

福井議員の二つ目の質問でございます。備蓄非常食を用いた防災給食の取り組みについて、お答えをさせていただきます。

長野県の一部の小学校などで、災害時への備えの意識を高めることや備蓄非常食への理解を深めることなどを目的として、防災給食の提供が行われてるということは承知いたしております。非常に良いアイデアだと考えております。

本町の町立学校において、同様の取り組みを実施するには、今後備蓄非常食の種類等も考慮しながら、防災担当部署や学校とも協議して検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（森田 瞳） はい。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） 先ほど保育園の方なんですが、毎月訓練やって、2回は消防署とも連携し、避難誘導訓練や消火訓練をされているということで安心いたしました。

今、小・中学校のほうですが、火災・地震・風水害などの災害に事前に備え、災害時の初期対応・事後の対応など、防災訓練を通じて、今一度危機管理対応の確認を充分に行ってください。

また、備蓄非常食を用いた防災給食は、今後検討していくとのことですが、備蓄非常食を毎年順次入れ替えて、町のイベント時に町民に配布していると思います。そういうものを利用して、給食とはいかなるものかということを生徒に認識していただき、防災教育の一環として、小学校で配付するとか、数等検討していかれて、小・中学校6年生3年生に配付して、

町の防災のどういうふうに行ってるとか、そういうことも授業の一環で取り入れていただき  
たいと思いますが、いかがでしょうか。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、吉田教育次長。

教育次長（吉田一弘） すみません、自席の方からお答えさせていただきます。

今、防災給食についてでございますが、備蓄非常食については、毎年順次入れ替えをして  
おりまして、例えば非常食のアルファ化米、これは水あるいはお湯を入れて作る御飯でござ  
いますが、このアルファ化米については、住民のみなさんの防災意識の向上を図るというこ  
とで、毎年千食分を大字や自治会の防災訓練時に配布したり、あるいは町のイベントである  
産業フェスティバルのときに配布したりということで、配布いたしております。

子ども達の防災意識の向上を図り、また備蓄非常食を知るということを目的として、備蓄  
非常食の一部を小学校の給食あるいは配布というような形で有効利用させていただくこと  
につきましては、先ほども申し上げましたとおり、防災担当部署また学校とも十分に協議しな  
がら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） 備蓄倉庫も増えるということで、非常食も増えると思います。

今後、数等検討していただき、有効に活用していただきたいと思います。

これをもちまして、「防災訓練について」終わります。

議長（森田 瞳） 続いて、福井議員の4番目「中学校運動クラブについて」答弁を求めます。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、吉田教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） それでは、福井議員の質問にお答えさせていただきます。

中学校の運動クラブの休養日についてでございますが、平成9年12月に文部省の調査研究報告のなかで、部活動の休養日として、設定例として、学期中は週あたり2日以上休養日を設定すると。長期休業中、いわゆる夏休み等でございますが、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行うとともに、ある程度長期のまとまった休養日を設けて、生徒に十分な休養を与えるというふうに示されております。

このことを受けまして、奈良県教育委員会からも中学校では週2日の休養日を設定することを目標とするというような指針も示されておるところでございます。

安堵中学校の状況でございますが、学期中はすべてのクラブにおいて、毎週月曜日を休養日として設定しております。また、土曜日あるいは日曜日はクラブごとに、月あたり1日～2日の休みを設けているところでございます。また、長期休業中につきましては、特定の曜日等の設定はしてありませんが、クラブごとに週あたり1日～2日の休養日を設けているとともに、お盆の期間、あるいは年末年始という時期にはまとまった休みとなっております。

土曜日や日曜日には、大会やあるいは練習試合などもあり、またそれぞれのクラブで大会等に向けた練習スケジュールなどもあるため、画一的に週2日以上休養日を設定できていない状況ではございますが、それぞれのクラブで練習内容等工夫を凝らし、できるだけ週2日以上休養日を確保できるように、学校としても努力しているところでございます。

以上でございます。

（吉田教育次長 降壇）

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） 私的にはもっとほんとクラブ活動どんどんやって欲しいと思うんですが、高校野球でも高野連から週1回は休養日をとるようという講習を全国で行ってます。なかなか守られてないようですが、中学校の運動クラブはかなりギリギリになっています。教育委員会と生徒、先生の状況を、教育委員会としても生徒、先生の状況をチェックしていただき、有意義なクラブ活動にしていきたいと思っております。

これで「中学校運動クラブについて」の質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。続いて、福井議員の5番目「子育て支援について」を答弁求めます。

住民課長（堀川雅央） はい。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） 失礼します。それでは議員御質問の斑鳩町が実施しています、学童保育時間の延長についてでございますが、当町におきましても、ひびきで実施しています学童保育につきましては午後6時30分まで保育を実施し、午後7時までに退室していただくように延長保育は実施しています。

これは、保育時間を延長するにあたり、保護者へのアンケートを実施させていただきました。その結果、6時までという方が36%、6時30分までという方が17%、7時までという方が47%ございました。このことから、退室を7時までとさせていただきます、今のところ保護者のニーズはほぼ対応できているものと考えているところでございます。

今後も保護者のニーズを把握し、充実した学童保育の実施に努めてまいります。

また、保育料の減額につきましては、以前からも御説明させていただいてるように、幼児保育の段階的無償化が国の政策として進められています。平成29年度も昨年と同様に、保育料の段階的な減額を行うこととなりますが、まだ詳細につきましては決定がなされておりません。従いまして、昨年と同様に詳細が決まり次第、適用を4月に遡及する保育料の減額の条例の改正案を御審議いただきたいと考えていますので、御理解をお願いいたします。

給食費につきましては、あと教育次長の方から御説明いただきたいと思いますので、私の方からは以上でございます。

（堀川住民課長 降壇）

議長（森田 瞳） それでは「子育て支援について」、小学校給食補助の答弁を願います。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、吉田教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） それでは福井議員の質問の中の、学校給食の補助の引き上げ等についてということで、答弁をさせていただきます。

学校給食の補助金についてですが、御質問にございます、斑鳩町では平成28年度、1食あたり16円だった補助金額を平成29年度から30円に引き上げるというふうに聞いております。他の近隣町の状況としましては、郡内の三郷町・平群町はともに現在学校給食補助制度がない状況でございます。また、王寺町・上牧町も学校給食補助制度がなく、河合町は補助制度がありますが、補助金額が1食あたり1円というふうに聞いております。

このような状況の中で本町の状況であります、現在町立学校の給食に対して1食あたり15円を補助しております。近隣町の中では充実した補助制度となっているというふうに考えております。

町の財政状況が厳しいなか現行の水準を、補助水準を維持すべく来年度の当初予算にも計上いたしまして、本日御可決をいただいたところでもあります。

今後は近隣町の状況を注意深く見守りながら、当面は現行の補助水準を維持してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

（吉田教育次長 降壇）

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） 学童保育時間の延長につきましては、斑鳩町では7時30分まで、安堵町より30分長くしておられますが、当町においてのニーズが少ないということですので、理解いたしました。しかしアンケートを取られてから2年ほどとなりますので、再度アンケートを実施するなど、検討していただき、保護者の意見を的確に把握していただくようお願いいたします。

また保育料の減額につきましても、現在進んでいるということで、確実な実施に向けて事務を進めていただきますようお願いいたします、この保育園についてはこれで終わります。

続いて給食費の方ですけど、近隣町の中では斑鳩町の補助金額の引き上げが突出という現状であります。本町の財政状況は非常に厳しいものがあると思いますが、子ども達に安全でおいしい給食を提供していくために、是非現行の補助水準を今後も維持していただくよう要望し、斑鳩町に若い世代が行かないよう、今後も努力をお願いします。西和7町で2番目に待遇がいいということですので、今度の議会だよりにはこの原稿を載せたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） これで、10番 福井議員の一般質問を終わります。

---

議長（森田 瞳） 続いて、2番 浅野議員の一般質問を許します。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野議員。

（浅野議員 登壇）

2番（浅野 勉） 議席番号2番、浅野 勉でございます。

本日は2項目に亘り、質問をいたしたいと思えます。

まず一つ目の質問ですが、「安堵町の『地域包括ケアシステム』の推進について」。質問要旨といたしまして、介護保険制度が見直され、各市町村には平成27年度から3年間独自の新しい地域支援事業に取り組むこととなりました。安堵町における地域包括ケアシステムの現状と成果、および今後の展望について具体的な説明をお願いいたします。

二つ目の質問です。質問事項「社会の変化に主体的に対応できる児童生徒の学力向上施策について」。質問要旨、平成28年12月に公表されました国際学力調査によると、我が国の15歳（中学3年生）の読解力低下が判明をいたしました。平成32年度（2020年度）から実施される小・中・高等学校の次期学習指導要領も読解力の向上が重要課題に挙げられています。安堵町教育委員会として、児童生徒の①読解力向上及び②学力の向上に向けた具体的な施策について説明をお願いします。

（浅野議員 降壇）

議長（森田 瞳） はい。浅野議員の1番「安堵町の『地域包括ケアシステム』の推進について」答弁を求めます。

健康福祉課長（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、磯部健康福祉課長。

（磯部健康福祉課長 登壇）

健康福祉課長（磯部あさみ） 失礼いたします。それではただいまの浅野議員の御質問にお答えさせていただきます。みんなが住みなれた地域でいくつになっても自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体となって提供される仕組み、「地域包括ケアシステム」には、高齢者が自立保持を目指し介護予防に取り組めるよう支援するとともに、支え合える地域づくりが必要となってきます。

安堵町では地域包括支援センターが中心となり、高齢者の方の社会参加や地域支えあい体操、居場所作りに取り組んでおります。具体的には、75歳以上の高齢者に対しては、町民生児童委員包括職員が訪問し、独居世代、老老世帯などの状況を把握し、また安寿会では近隣住民への声掛けや見守り活動、80歳以上の会員への訪問友愛活動をとおり、地域支援活動の推進に努められております。

相互の情報を基に支援が必要な方に対し、救急医療情報キットの配付や緊急通報装置での安否確認などを行っております。町内13か所で開かれている集いの場の地域サロンは、安寿会支部や各自治会、民生児童委員会等が各々の地域の特色を出しながら、運営・活動しておられ、内容の充実や実施拡大のための支援活動をしております。

また介護予防と地域コミュニティ作りに効果があると言われていて、いきいき百歳体操についても、1例を挙げさせていただきますと、安寿会小泉苑支部いずみの会では楽しく取り組まれ、他の支部から見学者が多数来られる状況でございます。その活動は、昨年全国老人会連合会から評価され、特別表彰を受賞されております。

また生活支援の情報を、安堵町地域支援マップとして集約・作成し、ホームページ等で随時情報を更新して提供できるように、努めてまいります。

安堵町は小さな自治体であり、この特色を活かして、きめ細やかな顔の見える支援活動を今後も取り組んでまいります。

在宅推進については、退院支援など在宅医療介護連携が不可欠でございます。

今後の展望といたしましては、奈良県西和医療センターが在宅医療介護連携の拠点となつて、生駒郡地区・葛城郡地区医師会や薬剤師会、訪問看護ステーションなどと連携し、退院後の円滑な介護体制へ移行するためのルール作りなど、広域7町で協議し、進めてまいります。更に、認知症対策推進においては、本人や家族等の相談を受け、適切な医療や介護サービスに繋がる助言・サポートを目的とした、介護・医療の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」の活動を推進してまいります。

今後も健康寿命の延伸のため、生活支援や地域支え合い介護予防の普及啓発を行い、「地域包括ケアシステム」構築に努めてまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(磯部健康福祉課長 降壇)

2番(浅野 勉) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、浅野議員。

2番(浅野 勉) はい。ただいま具体的に説明をしていただきましたように、安堵町は「地域包括ケアシステム」の推進のため、多種多様の地域団体や組織が意欲的に交流し、積極的な活動をされていることがよくわかりました。

過日、3月11日土曜日、安堵町のトーク安堵カルチャーセンターにて、生駒郡地区医師会の主催で「生駒郡地域ケア会議市民公開講座」が開催されました。安堵町の住民はもとより、近隣町からも多数の参加者が来場され、会場は熱気に溢れておりました。

3本の講演がございました。特に町内の山内優美先生の「住み慣れた町で過ごす老後」のお話は、長年内科医として安堵住民の健康寿命を支えてこられました具体的な内容は、興味深く、現在年齢区分で高齢者となった方々が一世代前よりも随分若く、元気な方が多く、健康寿命を延ばされていることがよくわかりました。

県医療政策部長の講演のなかで、県の高齢人口、これは統計なんですけども、75歳以上が増加傾向にある反面、65歳～74歳は減少傾向にあるということがわかりました。長い老後をいかに生きるかが問われる時代になってきました。

当日の3本の講演の中で、100歳まで元気に生きる方法が紹介されましたので、私なりに加筆をいたしまして、地域の老人会議にも伝えたく思います。

100歳まで元気に生きる方法。一、十、百、千、万ということで紹介されました。1日1回以上笑うこと。1日10人以上と語り合うこと。1日100文字以上書くこと。1日千文字以上読むこと。1日1万歩以上歩くこと。これをしたら100歳まで元気に生きるということですので、私たち団塊の時代も頑張っていきたいなと思っております。

安堵町の地域医療・介護に携わっておられます福祉健康センターと、敷地内に併設されておられます社会福祉協議会の職員の皆様方の日々献身的な活動に感謝を申し上げながら、1問目の質問を終わります。

議長（森田 瞳） それでは、浅野議員の2番目「社会の変化に主体的に対応できる児童生徒の学力向上施策について」答弁を求めます。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、吉田教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） 失礼いたします。浅野議員の質問にお答えいたします。

まず一つ目の質問の、議員の考えておられる読解力の向上の対策の御指摘は、安堵町教育委員会といたしましても最重要課題であるというふうに捉えております。国の国際学力調査結果だけではなく、全国あるいは県の学力学習状況調査の結果分析などでも、特に算数の文章問題の読み取りや国語の文章読解力に本町でも課題があるということが分かっております。

教育委員会といたしましても、次期学習指導要領改定の方向性を見据えて、小・中学校とも連携して、結果分析を共有し、教育課程の編成などの対策を進めてまいりたいと考えております。

小学校では平成29年度も継続して校内研究主題を「読むことの基礎となる力の育成」に設定しております。そのために授業研究を重ね、児童一人ひとりの使える言葉の数を増やし、討論・ディベート活動などの話し合う能力の向上を目指します。また、共に高めあうアクティブラーニングの指導技術向上に努める計画でございます。

これまでの小学校での毎日15分の読書時間や読書貯金といった取り組みをさらに進めて、中学校の朝の授業前の朝読への連続した取り組みを充実させていきます。

こうした取り組みの中で、個々の児童生徒に数値目標を持たせることにより、一人ひとりに達成感を持たせながら読解力の向上を図るよう教育委員会としても指導してまいりたいと考えております。

次に二つ目の学力向上に向けた具体的な施策ですが、平成29年度教育課程の編成の際に、小学校では主体的な学力向上を図るため、週1回放課後の時間を活用し、学習の習慣化や意欲の向上、基礎学力の確実な定着を図る「学習の場」を計画しております。

また教育委員会として、平成29年度に向けて、これまでの社会教育の一環として実施してきました「ヒューライツフォーラム」の内容に「学びの広場」を挿入するなど、学びの定着を支援する取り組みを計画しております。

今後も家庭教育、学校教育、そして社会教育が連携して安堵町の子ども達の学力向上を目

指して協力・協働しながら、詳細な立案を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

(吉田教育次長 降壇)

2番(浅野 勉) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい、浅野議員。

2番(浅野 勉) はい。ただいま家庭教育、学校教育、社会教育というお話があったんですけども、家庭教育、学校教育、社会教育の連携は生涯教育の町づくり、つまり3つの教育機能が連携をしながら、安堵町の地域教育力を更に高めていくという方向性を示されました。安堵町は文化・芸術に関係した偉大な方を輩出した町です。今後とも新たな人材の発掘にも、教育委員会の指導性を發揮していただくことを希望いたします。

では、先ほど答弁いただいたなかで、学校研究主題など読解力の向上に的を絞ったテーマで継続的に取り組んでいかれると答弁がありました。これにより授業研究を重ねられ、次期学習指導要領を見据えた指導技術の向上を図ってまいりたいと願います。読解力の向上には、学校図書の充実が不可欠であります。これまでも学校の図書を活用した様々な取り組みをされていると思われませんが、今後の展開はいかがですか。

教育次長(吉田一弘) はい、議長。

議長(森田 瞳) 吉田教育次長。

教育次長(吉田一弘) 自席より失礼いたします。

学校図書の充実、またそれを活用した取り組みでございますが、今後とも学校図書の予算を確保し、蔵書数を増やし、これを活用した読書指導、そして読み聞かせの学習に加え、中学校でも図書館司書の推薦図書をローテーション配置した学級図書の充実を図ってまいります。また町内有志の方より、定期的に図書の寄贈もしていただいております。これらにより、更なる蔵書増を図ってまいりたいと考えております。

更にこれまでの取り組みで、本を紹介する帯封作りや読書を呼びかけるポスター作成など独自の取り組みや、新聞を活用した学習活動を取り入れるなど、継続的な取り組みを進めて、町主催の読書感想文や読書感想画のコンクールといったものも開催し、町全体で読書への関

心を高めるという取り組みも大切にしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

2番（浅野 勉） はい。

議長（森田 瞳） 浅野議員。

2番（浅野 勉） ありがとうございました。今後とも生涯学習社会の基礎を学ぶ公教育の現場で、文字・活字文化である読書の楽しさを培っていただくことをお願いいたしまして、本日の質問を終わります。

議長（森田 瞳） これで、2番 浅野議員の一般質問を終わります。

---

議長（森田 瞳） 続いて、9番 田中議員の一般質問を許します。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

（田中議員 登壇）

9番（田中幹男） 9番 田中幹男でございます。今日は、私は2点質問させていただきます。

一つ目として、防災士の育成の問題について質問をいたします。全国的に相変わらず大きな災害が起こっており、東日本大震災からも6年が経過をしておりますけれども、未だに多くの方が避難生活を強いられております。災害には自治会ごとの自主的防災組織の結成が一番大事だというふうに私は考えます。そのなかで、防災士の育成をしていくことは、急務となっていると考えます。現状の安堵町の現状についてお聞きすると同時に、今後どうされるのかお聞きをしたいと思っております。1点目は以上です。

2点目。国民健康保険の今後の見通しについてお伺いをいたします。平成30年度から現行の国民健康保険から運営主体が県単位に変わり、現状として平群町に次ぐ保険料の安さである安堵町の保険料、保険税は今後大幅な下がることが予想されます。町として、今後どう

見通しをされているのかお聞きをしたいと思います。以上です。よろしく申し上げます。

(田中議員 降壇)

議長（森田 瞳） 1番「防災士の育成について」答弁を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

(近藤総務課長 登壇)

総務課長（近藤善敬） それでは、田中議員の御質問にお答えいたします。

田中議員が述べられたとおり、防災士の育成は急務と考えます。民間機関が独自に実施する防災士の資格を取得するには約6万円ほどかかります。奈良県においては、県が防災士養成講座を毎年秋に地域の自主防犯防災リーダー育成のための講座を開催しております。受講料は県が負担してくれるため、個人負担といたしましては、教材費と受験料と認定登録料の合計1万1千円になります。

町内での防災士の資格を有しておられる方は、4名把握しております。この方々は、安堵町防犯防災推進協議会のメンバーとして協議会の運営経費の一部の助成を受け、防災士資格を取得されたところです。この方々は各大字にまたがっておられ、大字で開催される防災講習会などでは講師として、防災についてのお話をさせていただいており、町の防犯防災に関する様々な事件について、重要な責務を担っていただいているところでございます。

今後防災士育成のため、資金の運用面についても後押しさせていただき、また町職員についても防災士資格を取得するよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(近藤総務課長 降壇)

9番（田中幹男） はい。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9番（田中幹男） 現状は4名の方がおられるということですが、少なくとも大字ごとの最低1人は必要かなと私は思っております。13名ということで、今の3倍の人がね、防災士になっていただければ、非常にありがたいかなというふうに思います。

近隣の例えば広陵町なんかではね、町独自で講習会を開いているっていう話を聞いております。現状で100名を超える防災士がおられるそうです。安堵町の規模からいくとなかなかそれは難しいかと思っておりますけども、是非資格を取るために、町としても何らかの行政をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、総務課長。

総務課長（近藤善敬） はい、今お答えさせていただいたとおり、まず各自治会でおられる防犯防災推進協議会の皆様方を窓口として、計画的に資格を取得していただきたいと思っております。その経費負担については、今後ちょっと考えていきたいと考えております。そのことで各大字にも資格取得者が増えていくと考えております。

以上でございます。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9番（田中幹男） はい。どうぞ前向きによろしくお願ひしたいと思ひます。それから2番目の質問です。これは大変な問題で、どこの町としても、

議長（森田 瞳） ちょっと田中議員、ちょっと座ってください。ちょっと着席。

9番（田中幹男） はい。

議長（森田 瞳） それでは田中議員の、続ひての2番目「国保の今後の見通について」答弁を求めます。

9番（田中幹男） はい。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

(堀川住民課長 登壇)

住民課長(堀川雅央) 失礼します。田中議員の「国保の今後の見通について」という質問にお答えさせていただきます。

平成30年度からは、県が国保財政の責任主体となり、国民健康保険運営指針に基づいて県が、県全体での被保険者が負担すべき金額、これは県全体での保険料でございます。これを県内どこに住んでいても同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準となることを目指すという考えの下に、各市町村に対し国保事業費納付金の額を決定し、各市町村ごとの標準保険料率を示すこととなっています。

一方、市町村は県に納付すべき国保事業費納付金に各町独自で行う保健事業分を加え、標準保険料率を参考にしながら、各市町村がこれまでと同様に保険料を賦課決定いたします。

また市町村は、被保険者証等の発行といった資格管理、保険給付、保険料率の決定や賦課徴収、特定健診、特定保健指導といった保健事業などを引き続き実施していくこととなります。

保険税が値上げになるとのご質問でございますが、国保の被保険者の負担軽減を図るために、平成12年度より保険税率の見直しを実施しておりませんでしたので、国民健康保険特別会計の運営が苦しい状況が続いています。

県単位化により、標準保険料率に近い値をもって賦課することになりますが、国保税の値上げではなく適正な賦課になるということを御理解いただきたいと思えます。

また現在安堵町では、均等割、平等割、資産割、所得割の4賦課方式で課税しており、県単位化に伴い均等割、平等割、所得割の3賦課方式となり、被保険者によってはある程度の差異が生じてまいります。また保険税の滞納分につきましては、町の債務として徴収に努力を続けてまいります。以上でございます。

(堀川住民課長 降壇)

議長(森田 瞳) はい、田中議員。

9番(田中幹男) はい。今、課長から言われましたけども、県内どこに住んでいても同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料水準となることを目指すということでもあります。同時に、県単位化により標準保険料率に近い値をもって賦課することになりますが、保険税の値上げではなく、適正な賦課になるという御理解をお願いしたいという御答弁でありましたけども、そうは言っても、実際上は値上げになると私は思います。現状として、安堵町の保険、国民

健康保険税は平群町について安い水準であります。平群町では、3月議会で2.5億円の値上げが町当局から提出をされ、常任委員会では議員提出の半減させる議案が通ったって聞いております。安堵町に限らず、近隣自治体でも大変な問題になっております。

私は現状として、これ以上の保険税の拡大は、はっきり言って限界を越えているというふうに思います。その辺については、課長はどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

住民課長（堀川雅央） 確かに議員仰せのとおり、当町においても若干、今現在総額として集めている保険税額よりも若干は増える見込みをあてております。それは当然のことながら、給付見合いの保険料ということになりますので、当然その被保険者が負担すべき金額というのは、国の法律のなかで定められておりますので、それに従っていくという形になってきます。先ほども申しましたように、適正な賦課をさせていただくことになってくるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9番（田中幹男） 県単一化すると、今現状4項目ある資産割についてはなくなるっていう方向です。

これについては私は当然だっというふうに思いますし、基本的に賛成をいたします。

同時に今まで安堵町の国保の赤字分については、今後どうされるのかね、やっぱり聞いておきたいと思っております。1億円を超える累積赤字があると思っております。いかがでしょうか。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

住民課長（堀川雅央） 累積赤字の件でございますけども、確かに現在7千万ほどの累積赤字があることは重々承知しております。その解消につきましても、今後の重要な課題として取り組んでまいりたいと考えております。新制度の詳細がまだまだ決まっていないのが現状でございます。国、県の動向を注視し、近隣市町村との情報連携も図りながら、当町としての国保運営のあり方を検討してまいりたいと考えています。御理解と御協力をよろしく願いいたします。以上です。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9番（田中幹男） はい。是非、町民にその赤字分をね、上乘せして徴収することのないように是非ですね、考えをしていただきたいというふうに私は思います。

率直に言えば、一般会計からの想定内の組み入れとも考えられると思います。これを含めて、是非町として対策をお願いしたいと申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これで、9番 田中議員の一般質問を終わります。

---

議長（森田 瞳） 続けます。続いて、6番 中本議員の一般質問を許します。

6番（中本幸一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、中本議員。

（中本議員 登壇）

6番（中本幸一） 議席6番、中本幸一です。

質問1点ございます。「岡崎川堤防の雑木について」。平成橋の鉄塔の下に大きな雑木が2本あり、上流の井堰から橋付近には林のように生えています。町はこの現状をどのように把握されているか。また、今後の対応についてお伺いします。

（中本議員 降壇）

議長（森田 瞳） 中本議員の質問、「岡崎川堤防の雑木について」の答弁を求めます。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀口産業建設課長。

(堀口産業建設課長 登壇)

産業建設課長（堀口善友） 失礼いたします。それでは、ただいまの中本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員の仰せの状況につきましては、私としても十分に把握いたしております。御存知のとおり、岡崎川は県管理の河川でございます。雑木や除草には県の管轄であります。しかしながら各市町村から要望が多いなか、基本的に見通しが悪く、危険なところを優先的に伐採しているのが実情でございます。今回御指摘の場所には非常に雑然と生えており、環境の問題もあると考えております。従いまして、この雑木の伐採につきまして、改めて土木に強く要望してまいる所存でございます。どうか議員も後押しくださいますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

(堀口産業建設課長 降壇)

6 番（中本幸一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、中本議員。

6 番（中本幸一） ありがとうございます。要望の折には、地元としても私も全面的に応援させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。

---

議長（森田 瞳） 次に、日程第 7「委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。

まず始めに、総務産業建設常任委員会委員長から、安堵町議会会議規則第 69 条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、同委員会において所管事務の事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

次に、文教厚生常任委員会委員長から、同会議規則第69条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、委員会において所管事務の事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

文教厚生常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

次に、議会運営委員会委員長から、同会議規則第69条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、委員会において所管事務の事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定されました。

---

議長(森田 瞳) 続いて、日程第8「諸般の報告」です。

監査委員から、2月20日付けで、平成28年度定期監査結果報告書を受けておりますことをここに御報告をいたします。

議会からもう1、2点ございます。

安堵町も遊水地を計画、軌道に乗ってきてるところでございますけども、今後の遊水地における活用の方法にいろいろと関心を持っていただいている議員が沢山おいででございます。この活用の方法につきましてですね、安堵町議会として全員、先進地の檀原市の遊水地の方におけることを研修をいたしたいと思っております。4月、5月ぐらいにですね、研修を実施したいと思っておりますので、その点先ほど事業理事、堀口理事の方にもちょっとお願いしておりましたとおり、先方とのいろいろと交渉ごとにあたっていただいて、うちの事務局長ともども一つ議員が揃って研修できることをよろしくまた御協力をお願いしておきます。

よろしゅうございますか。

事業部門理事（堀口善友） はい。

議長（森田 瞳） はい、お願いいたします。

それと、理事者側から何かございますか。

事業部門理事（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。先に富井総合政策課長して下さい。すみません。

総合政策課長（富井文枝） はい。それでは、総合政策課、富井でございます。自席より失礼をいたします。

第4次安堵町総合計画の策定について、御報告させていただきます。

平成24年に策定をいたしました第4次安堵町総合計画の前期基本計画が今年度末に計画期間が終了いたしますことから、アンケート調査を実施をいたしまして、その結果を踏まえ、後期基本計画策定にかかる審議会を開催して、御審議をいただいたところでございます。その後、パブリックコメントによる住民の意見徴収を得て、この都度3月10日に安堵町総合計画審議会から安堵町総合計画後期基本計画策定にかかる答申の提出がございました。

今後提出された答申の趣旨、内容を尊重し、年度末を目処に第4次安堵町総合計画後期基本計画を策定し、製本が出来上がり次第、議員の皆様にお届けさしていただきたいと存じます。以上、ご報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） はい。以上、総合政策課課長、富井課長からの御報告でございました。

お待たせしました。堀口建設、産業建設課長よろしく願いいたします。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

産業建設課長（堀口善友） 自席より失礼いたします。私の方から1点ございます。

町の活性化、雇用の創出、税収の増などのために、本町の岡崎地区におきまして、企業誘致が計画されているところは、議員各位におかれましても御存知のことと存じ上げます。それに伴い、奈良県と安堵町で進めてまいりました都市計画の変更、つまり市街化区域への編入、道路区分の変更につきまして、来る平成29年3月21日付けで都市計画決定されることとなりました。以上、報告申し上げます。

議長（森田 瞳） はい。ただいま、行政側からの諸般の報告でございました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、本日、今年度をもちまして長年安堵町職員として、奉職していただきました、磯部理事、そしてまた大星同和対策課長、この2名がめでたく、この3月31日付けをもちまして退職されることになりました。長年の御労苦に対しまして、我々議員一同拍手をもって、御礼の意味で拍手をしていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

お疲れでございました。

（一同 拍手）

議長（森田 瞳） はい、ありがとうございます。

それでは、全部終了いたしましたので会議を閉じます。

平成29年第1回定例会を閉会いたします。

皆さん、お疲れでございました。

-----  
閉 会

午後0時15分  
-----